

判決年月日	平成 2 7 年 4 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 6 年（行ケ）第 1 0 1 7 5 号		
○「振動低減機構およびその諸元設定方法」という名称の発明につき，引用発明から容易想到であることを理由に上記発明についての特許を無効とした審決は，誤りであるとして，取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項， 1 2 3 条 1 項 2 号

（関連する権利番号等）特許第 4 9 6 8 6 8 2 号，特開 2 0 0 3－5 6 1 9 9 号
公報（甲 1），特開平 9－2 5 7 4 0 号公報（甲 1 3）

1 本件発明は，高層建物等の多層構造物の振動を低減させるための振動低減機構及びその諸元設定方法に関するものである。

2 本件審決（無効 2 0 1 3－8 0 0 1 0 2 号）は，本件発明 1 及び 2 は，①当業者が甲 1 発明及び甲 1 3 発明に基づいて容易に発明できた，②甲 1 0 発明（甲 1 0 号証：杉村義文ほか「慣性質量要素を利用した粘性ダンパーによる構造骨組の応答制御（その 8 弾性バネ付き MVD ダンパーを適用した建物の応答特性）」，日本建築学会大会学術講演梗概集（関東），2 0 0 6 年 9 月発行，2 1 3 6 5，7 2 9 頁から 7 3 0 頁に記載されている発明）及び甲 9 発明（甲 9 号証：斉藤賢二ほか「慣性質量要素を利用した粘性ダンパーによる構造骨組の応答制御（その 7 弾性バネ付き MVD ダンパーによる最適応答制御）」，日本建築学会大会学術講演梗概集（関東），2 0 0 6 年 9 月発行，2 1 3 6 4，7 2 7 頁から 7 2 8 頁に記載されている発明）に基づいて容易に発明できたと判断した。

3 本件の争点は，進歩性についての本件審決による判断の可否である。

本件判決は，概要，以下のとおり判示して，本件審決を取り消した。

(1) 本件発明の認定の誤り

本件発明の「回転慣性質量と付加バネとにより定まる固有振動数を前記多層構造物の固有振動数や共振が問題となる特定振動数に同調させ」の「同調」は，「一致」を意味するものと解される。

したがって，上記「同調」の意味につき，「回転慣性質量と付加バネとにより定まる固有振動数と多層構造物の固有振動数や共振が問題となる特定振動数とを，発明の詳細な説明に記載される作用効果を達成できるように特定の関係とすることと解される。」と結論付けた本件審決の判断は，誤りである。

(2) 本件発明 1 と甲 1 発明との一致点の認定誤り（相違点の看過）

ア 本件発明の付加バネは，J I S の定義に係るばね，すなわち，「たわみを与えたときにエネルギーを蓄積し，それを解除したとき，内部に蓄積されたエネルギーを戻すよ

うに設計された機械要素。」に該当する「技術常識としてのばね」を指すものと解される。他方、甲１発明の第１取付部材２４及び第２取付部材２６は、「技術常識としてのばね」とは異なる。

本件審決は、甲１発明の第１取付部材２４及び第２取付部材２６が、技術常識としてのばねであることを前提として、本件発明の付加バネと「バネ定数が特定できるバネである点」において一致する旨判断している。

したがって、本件審決には、本件発明１が技術常識としてのばねである付加バネを備えているのに対し、甲１発明が技術常識としてのばねを備えていないという相違点を看過した誤りが存する。

イ 本件審決は、前述のとおり「同調」の意義を誤って認定したために、本件発明１が「回転慣性質量と付加バネとにより定まる固有振動数を前記多層構造物の固有振動数や共振が問題となる特定振動数に同調させ」るのに対し、甲１発明が「最下層の制振装置の回転慣性機構の質量を１次振動数に対して調整し、中間層の回転慣性機構の質量は３次振動数に対して調整し、最上層の回転慣性機構の質量は２次振動数に対して調整」するという相違点を看過した。

(3) 本件発明１と甲１０発明との相違点に関する容易想到性の判断の誤り

本件発明１と甲１０発明との間にある相違点、すなわち、本件発明１は、「回転慣性質量と付加バネとにより定まる固有振動数を前記多層構造物の固有振動数や共振が問題となる特定振動数に同調させてなる」のに対し、甲１０発明は、弾性バネ付きMVDダンパーの弾性バネ剛性、ダッシュポット粘性係数、慣性質量の各パラメータを最適無次元化マックスウェル緩和時間の条件を満足するように設定する点につき、甲１０発明に甲９発明を適用しても、上記相違点に係る構成が得られるとはいえない。

この点につき、本件審決は、当業者は、甲１０発明の「弾性バネ付きMVDダンパーの各パラメータを最適無次元化マックスウェル緩和時間の条件を満足するように設定する」ことが、弾性バネ付きMVDダンパーの固有振動数と中層建物の固有振動数とを特定の関係とすること、すなわち「回転慣性質量と付加バネとにより定まる固有振動数を前記多層構造物の固有振動数」「に同調させ」ることであると容易に理解し得たか、又は、甲９発明に基づいて容易に導き出すことができた旨判断している。

したがって、本件審決の上記判断は、誤りである。

以 上